

令和6年度屋外広告物講習会のご案内

水戸市

水戸市内で広告業を営む場合は、その営業所ごとに講習会の課程を修了した等一定の資格のある者を業務主任者として設置すること、また、屋外広告物を表示する場合は、広告物管理者を置くことが水戸市屋外広告物条例により義務付けられています。

この講習会の修了者は、これらの資格要件のうち「講習会の課程を修了した者」として、業務主任者や広告物管理者となることができます。まだ資格要件を持っておらず、これから屋外広告業を始めようとしている方や、広告物管理者になろうとする方は、この講習会を受講してください。

〈講習会について〉

開催日時	令和7年2月21日（金）9時30分から16時30分（受付：9時～） ※受付時は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。		
開催場所	茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市役所本庁舎 4F 中会議室1～3 ※なるべく公共交通のご利用をお願いします。車でお越しの方は、市役所駐車場にお停めいただき、駐車券をご持参ください。		
時間割	時 間 割	講 習 科 目	講 習 内 容
	9：30～11：30	屋外広告物関連法令に関する事項	屋外広告物法、屋外広告物ガイドライン、水戸市屋外広告物条例について
	12：30～14：30	屋外広告物の表示の方法に関する事項	良好な景観の形成又は風致の維持と屋外広告物の意匠、色彩及び形状との調和のあり方について
	14：30～16：30	屋外広告物の施工に関する事項	屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理について
	※講義中、適宜休憩時間を取らせていただきます。 ※講習会終了後に修了証書を配布します。なお、修了証書は受講票と引換に交付します。		
テキスト	①「屋外広告の知識（第5次改訂版）法令編」 ②「屋外広告の知識（第4次改訂版）設計・施工編」 ③「屋外広告の知識（第4次改訂版）デザイン編」（栩ぎょうせい発行） ※事前に購入のうえご持参願います。なお、会場での販売も行います。（会場販売特価：3巻セット7,600円） ※その他必要な資料は、当日に配布します。		

〈受講申し込みについて〉

受付期間	令和6年12月16日（月）から令和7年1月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）※郵送の場合、1月24日までの消印有効。
受付時間	8時30分から12時まで、13時から17時15分まで
定員	50名 ※定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。
受講手数料	3,300円（非課税） ※講習会当日にお支払いください。 つり銭のないようご注意ください。領収証書の宛名を会社名とする場合は、その旨をご連絡ください。
提出書類（持参又は郵送）	①屋外広告物講習会申込書（様式第22号） ※「受講手数料の支払を証する書面の貼付欄」には何も記入したり貼り付けたりしないでください。 ②受講者本人の写真：1枚（上半身脱帽／申請前6カ月以内に撮影／横4cm×縦6cm） ※①の写真欄に貼付してください。 ③講習科目の一部免除を証する書面の写し（一部免除を希望する方のみ） ④領収証書の宛名（任意様式）（※講習会当日の手数料お支払い時にお渡しする領収証書の宛名） ⑤返信用封筒（長形3号封筒／110円切手貼付／送付先の宛名を記入）（※受講票の送付に使用します。）
受付場所	〒310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市役所本庁舎5F 516 都市計画課 （TEL:029-232-9206）
注意事項	※申込書提出後の受講者の変更はできません。 ※講習科目の一部が免除される場合も受講手数料は変わりません。

◎講習科目の一部免除

次に掲げる者は、「屋外広告物の施工に関する事項」に係る講習科目が免除されます。

受講科目の一部免除を受けようとする方は、受講申込書にその旨を記載するとともに、申し込み時に、次に掲げるいずれかに該当することを証する書面の写しを添付してください。

- ・ 建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士
- ・ 電気工事士法第 2 条第 4 項に規定する電気工事士
- ・ 電気事業法第 44 条第 1 項に規定する第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- ・ 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者
 - 職業訓練指導員免許を所持する者
(広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を所持する者を除く。)
 - 技能検定に合格した者(広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者を除く。)
 - 帆布製品製造科に係る職業訓練を終了した者

◎受講する必要のない者

次の資格を有する方は、講習会修了者と同様又は同等以上の知識を有する者として、受講の必要はありません。

- ・ 屋外広告物法に規定する登録試験機関が広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した者(屋外広告士)
- ・ 他の都道府県、指定都市又は中核市の屋外広告物修了者
- ・ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許(広告美術仕上げ)所持者又は技能検定(広告美術仕上げ)合格者、職業訓練(広告美術科)修了者

〈受講票について〉

申込受付期間終了の令和 7 年 1 月 24 日(金)以降に、返信用封筒を使用して受講票をお送りします。講習会当日に必ずお持ちください。

〈屋外広告物講習会修了証書の交付について〉

必要な講習科目すべてを受講した方に、講習会終了後交付します。修了証書は、受講票と引換に交付します。

なお、各講習会項目について、30 分以上遅刻した場合又は講習の途中で退席した場合は修了証書を交付出来ませんので、あらかじめ御了承ください。

〈その他〉

- 1 昼食は、各自でご用意ください。建物内のレストラン(2階)やコンビニ(1階)もご利用いただけます。
- 2 会場内の換気のために窓を開けることがあります。温度調節可能な服装でお越しください。

〈お問い合わせ〉

水戸市都市計画課景観室 担当：秋葉、磯前 あきば いそまえ Tel : 029-232-9206 Mail: keikan@city.mito.lg.jp